

## 議会改革検討委員会 会議要録

- 開会 13時00分
- 1 開催日時 平成27年9月15日（火）
- 閉会 13時55分
- 2 開催場所 滋賀県議会 第一委員会室
- 3 出席した委員 川島隆二 委員長  
成田政隆 副委員長  
有村國俊 委員  
目片信悟 委員  
村島茂男 委員  
山本正 委員  
塚本茂樹 委員  
杉本敏隆 委員  
木沢成人 委員  
中村才次郎 委員
- 4 事務局職員 日爪事務局長、丸尾次長  
総務課 林参事、青木課長補佐、石田副主幹、今井主任主事  
議事課 太田課長、吉田課長補佐  
政策調査課 江村課長、伊藤参事、高木主幹
- 5 議題
- 1 政務活動費の見直しについて
  - 2 議会業務継続計画の検討について
- 6 配付した資料 別添のとおり
- 7 議事の経過概要 別紙のとおり

## 議事の経過概要

### 1 開会宣告 13時00分

◎川島隆二委員長 　ただ今から議会改革検討委員会を開会いたします。本日の委員会につきましては、前回に引き続き、政務活動費の見直しについてと、議会業務継続計画の検討についての二つの議題について、検討を進めたいと思います。

### 2 政務活動費の見直しについて

◎川島隆二委員長 　まず、政務活動費の見直しにつきましては、前回の委員会におきまして、政務活動費の使途の透明を高める方法と、按分などの経費の使途基準についての大きく2点について検討が必要ということで、各会派の御意見に大きな差はなかったというふうに思っています。そこで、私の方で検討項目の試案を作成し、それぞれの項目について議論いただくための資料を事務局に準備させましたので、説明させていただきたいと思います。また、前回の委員会におきまして有村委員から政務活動費の交付額に関する詳細な資料についての御意見がありましたので、あわせて説明させていただきます。

○事務局 　資料1-1につきましては、前回の委員会で御議論いただきました内容に基づき作成いたしました検討項目の試案でございます。大きく2点ございまして、まず1点目は、1ページ目に記載しております、政務活動費の使途の透明性を高める方法について、2点目は、2ページ目に記載しております、政務活動費の使途基準についての2つに分けてございます。また、1点目につきましては、さらに(1)の収支報告書や添付書類の充実と、(2)の収支報告書の公開に区分しまして、それぞれ検討項目を記載しております。なお、3ページ目には、各項目についての全国の状況を取りまとめてございます。

各項目につきまして御検討いただくにあたり、別冊としまして参考資料を作成しておりますので、お手数ですが、資料1-1の試案と、参考資料の両方を見ていただきますようお願いいたします。

まず、検討項目試案の1の(1)の①の視察等に係る報告書につきましては、参考資料の1ページから7ページまでに、他県の議会におきまして、実際に使用されている報告書の様式を付けてございます。それぞれ、1枚程度の報告の様式とされており、視察等の相手や目的、行程等について記載するようになってございます。次に試案の1の(1)の②の成果物、契約書の添付につきまして、参考資料の9ページを御覧願います。収支報告書への添付書類に関する状況で、領収書では活動内容が分かりにくい場合や、活動の事実を示す根拠といたしまして、添付書類について定めている議会がございます。前回の委員会におきまして、全国で19の議会において、書類の添付義務を設けられていることを御紹介説明いたしました。必要とされている書類には違いがあり、その中でも、(1)の県政報告紙をはじめとする印刷物を作成された場合の現物の添付につきましては、12議会義務付けられている状況でございます。

試案の1の(1)の③、購入書籍名の記載につきましては、前回の委員会におきまして御案内いたしましたが、全国の38の議会におきまして、購入した書籍名を全て記載することとされている状況でございます。

次に試案の1の(2)の①および②の収支報告書等の公開につきましては、参考資料の9ページの3に、インターネットでの書類の公開の状況につきまして記載しておりますので御覧いただきたいと思っております。(1)の政務活動費の事務処理マニュアルとは、本県では、政務活動費のしおりに相当するものでございます。(2)の収支報告書につきましては、前回の委員会で報告いたしました、18議会で公開されており、そのうち2議会では、領収書などの支出証拠書類の写しも公開されている状況であります。(3)につきましては、政務活動費の支出額を一覧表にまとめたものを公開している議会の数について記載しています。

続きまして、試案の2ページ目に記載しております按分率の設定につきましては、参考資料の11ページで説明させていただきますので御覧願います。按分率の設定がある議会におきましては、(1)の基本的な考え方にありますとおり、政務活動と後援会活動、政党活動などが混在している場合、活動実態や使用される実態に応じ合理的な割合で按分しますが、合理的に区分することが困難な場合は、按分率を上限として政務活動費を充当するとされている議会が多い状況でございます。合理的な区分の例につきましては、(2)に記載してございます。①の県政報告紙の発行につきましては、紙面に占める記事の面積の割合によって区分いただく方法で、本県でもこの方法で区分し、経費を計上いただいているところです。その下の②および③は、事務所費や事務費における合理的な区分の例でございますが、現実的には事務所の使用時間や、通話記録で区分することは困難でございますので、このような場合に、按分率が用いられている状況でございます。(3)は、按分率の設定が考えられる経費の例として、それぞれ経費ごとに事例を記載しておりますので、御確認をお願いします。次に、(4)の按分率の設定の方法につきましては、大きく分けて2つの方法がございます。1つ目につきましては、上限を一律に1/2とする方法で、按分率の設定を設けられている34議会のうち、19議会で採用されています。2つ目の方法は、事務所費を例として記載していますが、使用する用途の種類の数に応じて、按分率の上限を定めるという方法でございます。1/2から用途の数に応じた按分率が設定されることになり、15の議会で採用されている状況でございます。

最後に、追加資料の説明をさせていただきます。政務活動費の交付額につきまして、前回の委員会で、10万円単位で各都道府県の状況を説明いたしました、個別の金額の資料を作成いたしましたので御確認をお願いします。政務活動費の説明は、以上でございます。

**◎川島隆二委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、質問や確認等ありましたらお願いいたします。なお、委員間の協議もあわせて結構ですので、皆さんから積極的な御意見を賜りたいと思っております。

**◎目片信悟委員** 公開されているものを見たことが無いので、出しているものを全部公開しているという認識なんですけれども、閲覧による公開はどこまで、全部、我々が出しているものを、閲覧すれば見られるということですか。

**○事務局** 図書室で閲覧を行っております、収支報告書と領収書は全部見ることができません。

◎目片信悟委員 それは、支出先が特定できるとかうんぬんで、よく、黒塗りとか言われるけれども、こういうことも無しで見られるのか。

○事務局 個人情報については、事務局の方でマスキングを行っております。

◎目片信悟委員 それと、インターネットでの公開というのは、それをすることに対しての事務の負担とか、量とかは変わってくるのですか。

○事務局 インターネットで公開する場合は、事務作業は加わることになりまして、PDFファイル化する作業でありますとか、念入りにチェックをさらにするとか、事務は増えますが、具体的にどれくらいかはこれからの検討課題かと思えます。

◎成田政隆副委員長 今回の関連ですけれども、今、黒塗りでやっている部分をそのまま単純に言えばPDF化すれば、できるということになるのですか。コピー機とかにソートをかければすぐにPDFになるので、手間的には、黒塗りでコピーで出されている状況であれば、それをそのままPDF化すれば、インターネット公開が簡単にできるということになるのでしょうか。

○事務局 そういう事務の流れでございます。

◎川島隆二委員長 コピー機を通すだけで全部できるのか。ちなみにインターネット公開している18議会はどういう公開の仕方をしているのか。

○事務局 資料に記載しております収支報告書は、表紙と、経費ごとの内訳を記載する総括表の様式と、主な事業概要を記載する様式のことでございます。18議会の内、2議会につきましては、あわせて領収書も公開しているという状況でございます。

◎目片信悟議員 今回の、1ページの1番の(1)の①報告書の作成について、例に挙げているようにフォーマットを決めていただくと、統一してできるのかなと思いますので是非ともお願いしたい。それから、成果については、どこまでを成果として書けばいいのか。調査に行つて話をしました、こういうことが参考になりました、これを次に提案をします、みたいな流れのなかで、それが成果と言えるのか、成果という書き方をすると何が成果なのか分からないので、そのあたりのことを鑑みながら報告書のフォーマットを決めていただくと、添付資料で調査に行った先の資料などは付けられるが、そのあたりを統一してやっていただくと非常にありがたいと思います。

◎成田政隆副委員長 成果の概念が何なのかというところがなかなか難しく、現地に行つて調査をしたけど滋賀県にはそぐわないというケースがあったりして、議会での議論に活用できない場合に成果が無いじゃないか、それなら政務活動費に該当しないじゃないかというのは、また違うのかなと思うので、様々な知見を得ながらやっていくことと思うので、目

的、内容は報告するべきと思いますが、成果のところに関しては、もう少し内容を充実させればそれで調査研究に行った意図がわかるので、それで十分報告に値するのではないかと考えておきまして、成果も議会で提案すれば終わりなのか、実行されるところまで問い詰めると、なかなか成果という部分が見えにくくなるから。しっかりと視察や研修の内容が分かれば、それで報告に値するのではないかと個人的には思うところでございます。

◎中村才次郎委員　成果物というのは、例えば議会報告とかそういうものと捉えていたのですが、違うのですか。

◎川島隆二委員長　例えば、調査に行ってきたことを報告紙に書いて、県民に知らせましたとかは成果でもあるし。

◎中村才次郎委員　そういうのは、視察等に係る報告書でいいのではないですか。

◎川島隆二委員長　今は、成果の内容はどうなのかということで何人か意見を。

◎山本正委員　視察報告書の様式のここの欄に書いてある成果と違って、今言っているのは印刷物とかの成果物の話で。

◎成田政隆副委員長　印刷物とかは、出来上がったものでいいと思いますけれども。

◎川島隆二委員長　調査でも県内、県外、海外とでそれぞれ違う形が出てくるのかなと思いますけれども。

◎杉本敏隆委員　これは、今言われたように、報告書と成果物は分けて考えた方がいいと思います。報告書は視察に行った報告書ということで、成果物は県政レポートとか、あるいは契約書とかそういうものが成果物と捉えるべきだと思いますが。

◎中村才次郎委員　だから、ここに成果が入っているのがおかしい。

◎木沢成人委員　今の成果の件で、愛知県議会の雛形を見ますと、国内活動の部分は目的、内容、成果とまとめていますけれども、海外の場合は、調査報告書となっていますけれども、目的と内容と成果と確実に分けていますけれども、これは、先ほど委員長もおっしゃってましたように、より厳密なものを求めるという趣旨でこうされているのか分かりますでしょうか。

○事務局　様式にそう記載してございますが、内容までは。

◎木沢成人委員　でも、そういうこともあると思いますので、その辺の議論もしたほうがいいのでは。

◎川島隆二委員長 金額も変わるので、もうちょっと厳密にということだと思います。

◎杉本敏隆委員 試案というふうになっていますけれども、これで行くという案ではないですよ。

◎川島隆二委員長 どうかということです。

◎杉本敏隆委員 委員長が案を示すということですね。

◎川島隆二委員長 この前の皆さんの意見を踏まえて、この辺が争点になるかなということを出したもので、これ以外にもあれば別に。

◎杉本敏隆委員 この部分だけでも、義務付けるとか。

◎成田政隆副委員長 項目の試案なので、中身の試案ではなくて。

◎川島隆二委員長 全体的に、こういうところがこれから争点になっていきますねということ。最後の3ページを見ていただくと、滋賀県議会が全国的に少数派になってる部分があるので、そのこのところをどうしようかということ。

◎目片信悟委員 いろいろ議論も出ていますけれども、一遍に全部というのはなかなか進みにくいと思いますから、この試案に沿ってある程度ひとつひとつ固めていくというのが手順かなと私は思います。その上で、次のステップへということがあるのなら次のステップへというのが進め方かなと思います。あれもこれもメインに並べてなかなか進まないよりは、できることからひとつずつ固めていくために、この項目に沿って具体的に内容をもう少し細かく決めていくのがいいのかなと思います。

◎川島隆二委員長 今日で、全部決めるのは無理な話なので、今の定例会議中に最終日にもう一回やろうと思います。それぞれの会派でも中で意見があるかと思うので、会派で協議をしていただいて、それを受けて最終日にひとつひとつ絞っていかうと思います。

大きく分けると収支報告書の添付書類の充実と公開の部分と、使途基準ですね、按分率、この辺をそれぞれの会派で意見をおまとめいただいて、次回の時にそれぞれの会派から意見を聴取させてもらってそれを踏まえて結論を出せるように話をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。これ以外にも検討項目があれば、それは会派から出た意見として検討させてもらおうということ。

◎木沢成人委員 そうすると、次回で検討項目を絞り込んで決めるということですか。

◎川島隆二委員長 だいたいそんな感じで。政務活動費に関してはそれでよろしいですか。

### 3 議会業務継続計画の検討について

◎川島隆二委員長　それでは、続きまして議題2の議会業務継続計画の検討についてですが、前回の議論でまずは地震を想定した計画を策定していくことで御同意いただきましたところであります。こちらにつきましても、私の方で検討項目の試案を作成いたしました。また、事務局において東日本大震災発生後の宮城県議会の対応に関する資料を作成しておりますので、まず、資料の説明をさせていただき、その後で委員間で意見交換を行いたいと考えております。

○事務局　お手元の資料につきまして説明をさせていただきます。資料は2種類ございまして、まず、資料2-1は、業務継続計画のほうでございますが、検討項目の試案でございます。また、資料2-2は、東日本大震災発生時の宮城県議会の対応につきましてまとめた資料でございます。

順番が前後いたしますが、まず、資料2-2から説明させていただきます。前回の委員会におきまして、東日本大震災が発生した際の岩手県議会の対応について説明いたしましたが、宮城県議会におきまして、震災発生時から3年間の活動の記録をまとめた資料が発行されております。全体で80ページございますので、発災直後の議会の運営について中心にまとめてございます。まず、地震が発生した3月11日の議会の予定ですが、常任委員会の開催日であり、6つの委員会が開催され、地震発生時には、保健福祉委員会のみが開催されている状況でございました。保健福祉委員会では、地震の揺れが収まった段階で、委員長が散会を宣言されました。また、議員の安否の確認につきましては、ほとんどの議員が、議会庁舎内に残られていたとのことで、無事が確認できたとのことでございます。3月11日は、常任委員会のみが予定されていましたが、今後の議会運営の可否が不明確な状況になりましたことから、急遽、避難場所となっている議会庁舎玄関前において本会議が開催され、会議が開催できるまでの間、会期を延長されることを決定されたとのことでございます。

次に、3月14日につきましては、15日の本会議の開催について検討され、当初予算案の議決を行う必要があること、登庁可能な議員の数が定足数に達する見込みであること、執行部の準備も整う見込みとなりましたことから、3月15日に本会議を開催することが決定され、各議員への連絡を行ったとのことでありますが、数名の議員とは連絡が取れなかったとのことでございます。3月15日につきましては、①から記載の順番で議会が運営されましたが、宮城県議会におきましては、震災対応のための特別委員会の設置を決定されたとのことでございます。以上で、資料2-2の説明は終了いたします。

資料2-1を御覧願います。検討項目の試案について、説明させていただきます。まずは、計画の前提といたしましては、左上の括弧書きにありますとおり、定例会議期間中に地震が発生した場合について想定しております。地震はいつ発生するかわかりませんので、様々なパターンが考えられますが、業務の継続のための計画ということを考えますと、まずは、本会議や委員会といった議会の活動を継続するために必要なことについて検討を進めていく必要があると考えます。まず、大きな区分としまして、発災から概ね3日目まで、4日目以降、1週間以降の3つの区分に分けておりますが、あくまでも目安として考えております。また、各項目は、発災後から時系列で必要になってくると考えられる事項について記載してござい

して、具体的な行動や内容について、御検討が必要と思われる事項につきましては、下線を引いてございます。まず、1の「発災時および発災直後の行動」につきましては、本会議または委員会の開催中に地震が発生した場合と、開催されていない時間に発生した場合の2つに大きく分け、さらに開催時間外に発生した場合は、議員の皆様が庁舎内におられるのか、あるいは庁舎外におられるのかに分けて記載しております。①の安全確保につきましては、どの場面においても必要になると考えられます。また、②の本会議の議事、委員会の進行については、地震の発生に伴う議事等の進行をどうするかということでございます。③の安否確認につきましては、議員が庁舎内におられる場合はその場で確認ができますが、庁舎内におられない場合の確認の方法や内容について御検討いただく必要があると考えられます。

次に、2の「発災当日の行動」につきましては、まず、県内各地の震度や被害の状況など、当日や翌日以降の議会運営について御判断いただくための情報を把握することが必要と考えられます。また、②につきましては、当日に、本会議や委員会を再開する、あるいは、急遽開催する必要が生じることも想定されますので、建物の被災状況に応じた代替場所の確保や、庁舎外におられる議員への連絡方法について御検討いただく必要があると考えます。1枚おめくりいただきまして、3の業務の継続に向けた対応につきましては、今ほど説明しました内容と同じ内容になりますが、議会の業務の継続ということで、本会議や委員会の開催に向けて必要となる事項について記載しております。試案では、4日目以降に本会議等の運営についての記載がございますが、3日目までは開かないということではなく、その時の状況に応じた対応ができるように、代替場所や連絡方法などについて、具体的に検討いただく必要があると考えております。以上で資料2-1の説明を終わります。

**◎川島隆二委員長** それでは、ただいま事務局から説明がありましたけれども、質問や確認等がありましたらお願いします。なお、委員間協議も含めてよろしく願いいたします。

**◎目片信悟委員** 議会業務継続の計画ということは、休会中はどうなるのですか。本会議、委員会があるときとそうでないときに。

**◎川島隆二委員長** 地元にいるときですよ。一つは通年議会なのでいつでも臨時議会を開くことができる体制がとれているという意味では、この宮城県議会では、このときは通年議会ではないので、基本が違うところもあるが、これを参考にしながら議会中の場合が主なところになってくると思うので、どういうふうにするのかマニュアルを作っておく。議会以外のときは安否確認とか、それから速やかな臨時議会という話になるかもしれないし、そのあたりも含めた話になるのかと思います。

**◎成田政隆副委員長** 業務継続という部分も大事ですけども、全体的に休会中も含めて発災時にどう議会として動くかというところまで広げた方がよりわかりやすいと思いますので、議会の行動指針じゃないですけど、それぞれ地元の状況も把握したりすると、議会に意見を集約し、執行部とやっていくかということもでてくるのかなと思います。その中の一つが定例会議中の業務継続の部分でもあるのかなと思いますので、広い中の一部分の業務継続計画なり、全体の中での発災時に議会がどう動くかというところであると思いますけれど

も。

**◎目片信悟委員** 参考に聞かせてほしいのですが、阪神淡路大震災の時に滋賀県議会はどう対応されたのですか。

**○事務局** 平成7年1月は、決算特別委員会が開かれておりまして、職員の登庁も遅くなりましたが、通常の決算特別委員会が粛々と開かれました。今、御指摘がありました、議会としての特別な動きはすぐにはなく、執行部もひっくり返っていた状況ですので、各会派で情報を収集していただいて、すぐに全員協議会が開かれたということはありませんでしたが、代表者会議が開かれ、できるだけ情報を収集しようということで終わったと聞いております。特に滋賀県に大きな被害が無かったという確認だけは早急にして、その後、通常の決算特別委員会が開かれたということです。

それともう一つは全然違う話ですけれども、平成3年の信楽高原鐵道の列車事故のときは、議長の選出の臨時議会の翌日に事故がありまして、知事に議員請求による議会を開いてくださいというような動きがありまして、2週間後ぐらいに議員請求による臨時議会が初めて開かれて、そこで特別委員会の設置が決定されています。当時は業務継続計画という言葉はありませんでしたが、早急に開く必要があるという認識のもとに議会が開かれたというふうに記憶しています。

やはり大きなテーマというのは滋賀県に大きな被害があるのかないのかによって大きく変わってくるのではないかと思いますし、今は地震に絞っていただいておりますが、やはり地震が起こるとこの庁舎自体がどうなるのかというのが大きなテーマになると思います。何もなければ、すぐに代表者会議なり、全員協議会なりが開かれて、通常の動きになると思いますけれども、議場が使えない、委員会室が使えない場合にどうするのか、という話を進めていただく必要があるのかなと考えております。また、事務局の業務継続計画を持っておりまして、それは職員の安否確認とかを早急にやるということは既に作っております。今回、お決めいただきたいと思っておりますのは、議員の皆さんが委員会なり本会議をどう開いていくのかということを決めていただくときのマニュアルが今、全然ありませんので、それをお決めいただければ、例えば場所をどこにするのか色々なケースがあると思いますけれども、地震が起こった時の議会の業務継続計画、本会議、委員会の業務継続ということで御検討いただければ、焦点が定まってくるのではないかと思います。また、事務局の業務継続計画も場合によっては説明をさせていただく必要もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**◎目片信悟委員** 思っていたのは、例えば、ここが壊滅的な状態になった時に一体どこで開くのか、あと、例えば、我々が不幸にも巻き込まれて、参集というか行けないときに議員の定足数とかあるのですか。

**○事務局** 本会議の定足数は2分の1です。

**◎目片信悟委員** 定足数を仮に切った場合はどうするのか、色んな想定をした場合に、そ

の時にバタバタするのであったらというようなことを、みんな死んでしまったらどうするのだろうと、そういうことも念頭に置いておかないと、想定外となったら、また言われるので。

**◎川島隆二委員長**     とりあえずは、議会、本会議、委員会の開催中にどうするかというところを先にやって、それ以外の時はどうしようかということとはまたにして。一緒にするとごちゃごちゃするので。

**◎目片信悟委員**     ただ、開催中の時だけかどうかということも、確率的に言えばあるのでそこも念頭に置いておくべき必要がある。

**◎川島隆二委員長**     開催中とそうでないときと両方進めるけれども、とりあえず、開催中の話をしていって。

**◎成田政隆副委員長**     部屋の関係ですが、防災危機管理局には免震の部屋があると思いますが、危機管理センターに防災危機管理局が移転したあとで免震の部屋が利用できるのでしょうか。

**○事務局**     内々でございますが、危機管理センターの5階に議員室よりも少し狭い程度の部屋がありまして、そこは空き部屋になっております。機械を更新するときに使いますが、10年間は全く使わないということで、緊急の場合はその部屋を使うことについて、了解を得ております。しかしながら、備品等が一切ございませんのでその整備も含めて、部屋の使い方御議論いただければと考えております。

**◎川島隆二委員長**     その部屋は、議員44人全員が入ることができるのですか。

**○事務局**     議員室より少し狭い程度ですので、それは可能です。全員協議会などは可能と思っております。

**◎村島茂男委員**     壊滅状態になったときは、ここに寄る場がない。防災士の資格をとっているが、日野町では公的にとっているのは4、5人しかいない。湖南市では100人ぐらいとっていると聞いたが、集まって指示をしていかないといけないので、ここに来ている場合ではないと、そういうのも出てくる。危機管理センターに集まって、寄っただけでごにやごにしゃべってるだけでなく、うまいこと分立してどういうふうに対処していくか、その時は皆さんが一致団結してやる必要がある。地域的にも被害がひどいところと大丈夫なところがあるので、その辺の協定をきちっと。なかなか自治体で動かないところもあるので、やはり県の方が声を上げているんな応援物資などでも動かないとだめなので、その辺をもっと。

**◎川島隆二委員長**     宮城で60人中の8名欠席というのは、被災された地域の議員ということですか。

○事務局　どこの地域かは確認していませんが、事務局が電話で連絡を取ろうとしたけれども最終的に繋がらなかったということでございます。

◎川島隆二委員長　亡くなられたということではないですか。

○事務局　亡くなった方はいないと聞いております。

◎川島隆二委員長　当然、亡くなられる場合も含めて考えなくてはいけないことなので。

◎成田政隆副委員長　半数が亡くなった場合にどうするのか。決めないといけないことはあるけれども定足数に足りない場合にどうするのか想定しておかないといけない。

◎目片信悟委員　成田副委員長がおっしゃるように、地元で建物が倒れて、わ一つとなって救護している中で、議会に行くとは言いにくい人も中にはおられるでしょうし。

◎川島隆二委員長　車や電車が動かなかつたら、まったく行けない。

◎村島茂男委員　野洲川で寸断されたら我々は出てこられない。

◎目片信悟委員　そういうことも含めて、開会中、休会中の両方とも。

◎山本正委員　発災の数日後に議会が招集されて何をするかなんですけれども、委員会なり何なりで臨時的な予算のこととか、想定されるものはどんなものがあるのですか。委員会の内容であり、議決事項であり、そういうものは即座になにかあるのかなと思ひまして、こんな大きな災害がありましたら、その直後、議会はこうやって動いて、すぐに対応していくというようなものって何かあるのでしょうか、通常業務以外に。

◎目片信悟委員　今の、特別委員会の設置とかはあるのでは。

○事務局　基本的には災害対策本部が立ち上がりますので、そこを中心に情報収集や議員の皆さんへの報告とか、信楽高原鐵道の事故の時にはすぐに特別委員会が立ち上がりましたので、地震の場合でしたら対策本部が出席して、今、御意見をおっしゃっておられます地域の被害とか報告していただくことになるのではないかと思います。

◎山本正委員　それでしたら、情報収集とか対策本部との連携を持ってそこでいろいろとしながら。

○事務局　議会が独自の組織を立ち上げるのは物理的に無理でございますので。

◎山本正委員　それは勿論そうですが、担うべき役割みたいなものはあると思いますが。

**○事務局** やはり特別委員会はそのために設置いただくものでございますので、特別委員会を執行部と連携して立ち上げていただくことになろうかと思えます。場合によっては特別委員会が現地調査に行くとかそういうことも十分考えられますし、必ずしも特別委員会を立ち上げないといけないということはないですけれども、状況によって特別委員会を立ち上げて、人数は信楽高原鐵道の時もかなり多く15人ぐらいの委員会でしたので。

**◎山本正委員** 通常、ぱっと考えられるのは臨時的な補正予算のこととか。

**○事務局** あとは各会派代表者会議の開催が考えられます。代表者会議には定足数の問題がありませんので、代表者会議を開催いただくことも可能ですし、開いていただいているいろんなことをお決めいただく。また、全員協議会も定足数の考え方はありませんので、場合によって開いていただくということも十分考えられます。

**◎村島茂男委員** ひとつ教えていただきたいのですが、仮に壊滅状態になったときに、県からの支援物資とか、各市町への支援提供をすると思うのですが、これの発令というか、例えばある市役所が壊滅状態になったときに連絡ができないと、当然警察も動いているし、自衛隊は国になりますが、県として物資の支援をする必要があるときの。

**○事務局** その点は、災害対策本部が状況によって立ち上がりますので、本部の仕事になると考えます。阪神・淡路大震災の時も災害対策本部が立ち上がりまして、その時は議会に対して支援物資を持ってきていただきたいなどの連絡がありまして、議員の皆さんがご自宅にあるものを持ってこられて議員室に保管したことなどもございますので、そういうことになろうかと思えます。

基本的に、議会活動と災害対策活動は本来別のものになりますので、そういう災害対策活動は、場合によって立ち上がる災害対策本部が対応する。本部との連携に基づいて議員の皆さんなり議会がどう動くのかということにつきましては、予算が必要になった場合は急遽臨時議会を開いて議決することが必要になりますし、仮にその時に定足数に足りない場合はどうするのか、あるいはどこで議会を開くのかということ、今回の業務継続計画の中で事前にお決めいただければそれに基づいて動くことが可能になってくると思っております。

**◎川島隆二委員長** そういう意味では、例えば大津が壊滅的な状態になったときに、大津以外でもということもできるのですか。

**○事務局** 本会議は、議長がおられて、それから議員が定足数以上いらっしゃる状況であれば、どこでも開くことができますので大丈夫です。

**◎川島隆二委員長** いろいろ御意見があると思えますけれども、一から作るもので、いろいろ検討して進める作業になりますので、今日いただきました意見をもとに、たたき台を作成します。あくまでもたたき台ですので、そこでまた皆さんの御意見をに入れていただいて修

正していく作業になると思います。次回の委員会までにたたき台を作りますので、それで再度、御検討いただきたいと思います。

(日程協議)

次回 平成 27 年 10 月 13 日 本会議終了後

#### **4 閉会宣告** 13時55分

県政記者傍聴：読売、産経、時事通信、朝日、中日、京都、毎日、びわ湖放送

一般傍聴：なし